

熊田ちづ子

区政報告

1999.7
NO. 26

一発行

日本共産党港区議員団
TEL:3578-2111(2945)
連絡先:港区東麻布
2-3-7
TEL:3583-1402

毎月十一日 夜六時
飯倉福祉会館を予定しています
ご連絡をください。

無料生活相談

共産党区議団から2人の常任委員会の副委員長

区民の声が生きる区政をめざします。

六月十四日開かれた臨時区議会で、議長、副議長、議会選出の監査委員が決まりました。

日本共産党区議団は、区議会議員選舉に示された区民の選択にもとづく議会を構成するのが当然であり、国会などのように「第一党が議長、第二党が副議長、そして第三党が（議会選出の、監査委員）という民主的ルールを適用する」と。また、自民党などがいう第一会派、第二会派、第三会派論でも、監査委員は共産党区議団から選出すべき」と主張しました。

しかし、自民党などが議席以上の役職を主張したため、五月二十五日から三日間行われた臨時区議会では決まりませんでした。

台徳院・勅額門（ユネスコ現存）

共産党区議団の調査で、以前芝公園にあった文化財が埼玉県内に移設されたことが明らかになりました。

敬老祝い金支給・条例提案
一票の会と共同提案

七月一日、日本共産党七名の区議団は、「一票の会」の秋元ゆきひさ議員と共に「港区敬老祝金の支給に関する条例」を提案しました。

港区は、敬老金の支給を一九九七年度から廃止し、高齢者をはじめ多くの区民から復活を望む声が寄せられています。都心区で敬老祝金を廃止したのは港区だけで、千代田区では、七五歳以上一万円、九十五歳～九十九歳二万五千円、百歳以上四万五千円が支給されており中央区、新宿区など八区が支給しています。

提案した条例案は、七十歳以上の高齢者を対象に毎年敬老の日に七千円を支給し、長寿を祝うことを目的としています。共産党区議団は「条例提案」に先立ち、すべての会派に「共同提案者になってもらいたい」旨を申し入れましたが、秋元区議以外の賛同は得られませんでした。



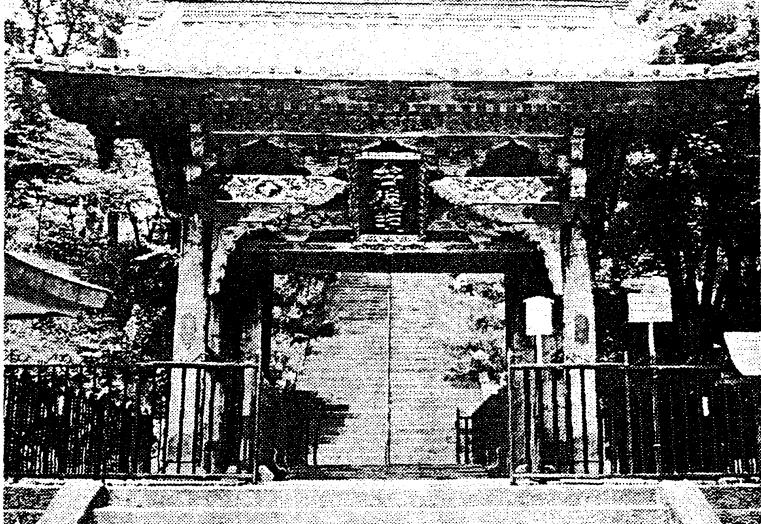
芝公園の貴重な文化財

台徳院（徳川二代将軍秀忠）霊廟の前にあった勅額門、崇源院（淀君の妹）の靈所の通用門であった丁子門、そして御成門などが、埼玉県のユネスコ村・不動寺に移設されたのです。いづれも国指定の重要な文化財です。無数にあった靈廟の石灯籠も、不動寺などに百基以上もあり、土手の石垣用に石灯籠の台座が無残にも相当数使われていたり、灯籠を逆さまに埋めて、石のテーブルにも使っているのです。青銅の灯籠も不動寺の山頂に七十基近くあります。いのくま区議は、西武鉄道にも協力させ、増上寺や芝公園にあった、石灯籠、絵画、門などの「歴史的文化財が現在どこに移設されたのか、緊急に全容を調べ、公表すべき」と本会議で質問。教育長は「西武鉄道㈱に調査を要請しており、その報告を受け確認調査を実施します。」と答弁しました。

スポーツセンター不正支出問題

申し入れ

日本共産党区議団は、教育長に対し、スポーツセンターにおける公金横領問題で申し入れました。グランドやテニスコートなどの書類などを偽造し九五年度から三年間で約三百万円にもなっています。申し入れは、①今まで判明している事実の公開、②関係書類の保存、③調査委員会の設置、④再発防止体制をとることなどを求めるものです。いま必要なことは、事実経過を区民に明らかにし、全局的な努力で事件の全容解明と再発防止にあたることです。そのことが区民の信頼を回復し、職員の不安と動揺をなくし、安心して職務に専念できることがあります。



どうなつてゐるの? 介護保険・シンポジウム開催

会場いっぽいの参加者

「介護保険を考える港の会」は、六月二十九日勤労福祉会館で、シンポジウム「どうなつてゐるの? 介護保険」を開催しました。当日は雨にもかかわらず約二百人が参加。会場に入りきれないために帰る方もでるほどの大盛況、介護保険に対する関心の高さが表れていました。

石井正明（港区保健福祉部介護保険課長）小池晃（日本共産党参議院議員）金子秀平（志田町診療所所長）竹内哲之助（福祉専門学校講師）がパネリストを務めそれぞれの立場で発言。それを受けた会場からの発言は、介護制度に対する質問や、認定のあり方、介護

サービスが足りるのかといった質問が数多く出されました。

働きながら母親の介護をしているという女性は、「今年の二月から、それまで一日六時間、週三回きていたいたいていたヘルパーさんが、一日三時間に減らされ、足りない分は民間のヘルパーさんを頼んでいる。その費用が月二万円になり、介護保険が導入される前から大変です。長生きしてはいけないのでしょうか。」という訴えがありました。

「介護保険を考える港の会」の準備会では、シンポジウムの案内を町会長、老人会会长、民生委員さんなど五二〇

通郵送し、参加申し込みをするなど取り組みました。

最後に会の世話人からだれもが安心できる介護保険の実現をめざすために「介護保険を考える港の会」への入会をお誘いと、①保険料・利用料の减免制度の実現②特養ホームの建設など基盤整備の充実③現在の福祉を後退させないの三項目の陳情書の取り組みへの訴えが、行われました。

「介護保険を考える港の会」の入会と署名にご協力いただける方は、熊田までご連絡ください。

安心できる介護サービスを!

審査会の委員の定数決まる

介護保険に関する初めての条例である「介護認定審査会の委員の定数等を定める条例」が審議されました。

来年四月からの介護サービスを受けるために十月から申請が始まります。港区は四千人の申請者を見込んでいます。

介護申請をおこなうと、調査員が訪問し八五項目の調査を行い、その結果を基にコンピューターによる一次判定を行います。これまでの厚生省の「モデル事業」でもコンピューターによる一次判定が心身状況だけで、家族状況や・経済状況・住宅状況などの介護の実態が反映されない問題点も明らかになりました。

保障させるため六月間の実績をふまえ、審査委員の定数や、審査委員会のある方、など十分に検討し問題が明らかになつた時点で、定数、委員会のあり方など再検討する」ことを求め、理事者は「介護保険条例の策定に反映させる」と答弁しました。

港区での審査会委員の定数は六十人で、十二グループにわけ、一グループの定員は五人。一回の審査で四十人の方の審査を見込んでいます。



超満員となった介護保険シンポジウム

介護認定審査会では、一次判定結果や・経済状況・住宅状況などの介護の実態が反映されない問題点も明らかになりました。

介護認定審査会では、一次判定結果・調査委員の特記事項・かかりつけ医の意見書を基に介護認定の判定を行います。この判定で住民にとっては、介護がうけられるかどうか、介護サービスの量などが決まる訳ですから、審査会での十分な審議時間や体制が保障されなければなりません。

日本共産党は「十分な審査・判定を



介護保険のサービスを受けるまで

